

事業系ごみ処理手数料

改定について

検討しています

令和7年4月から、事業系ごみの処理手数料を「10kg当たり100円から10kg当たり150円」に改定することを検討しています。

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎ 52-5101

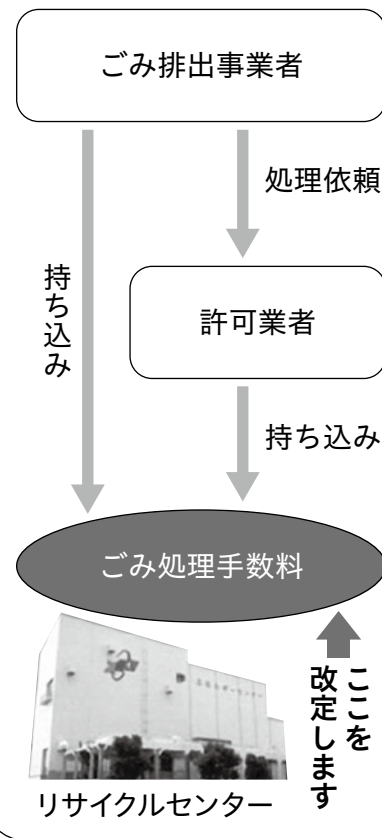
影響のある方

改定した場合、排出事業者の皆さんに負担していただいている事業系ごみの処理手数料が変わります。
また、大竹市一般廃棄物収集運搬許可業者（以下許可業者）に処理を依頼している事業者の方や、引越などで許可業者に処理を依頼する方などは、許可業者との契約金額への影響が考えられます。

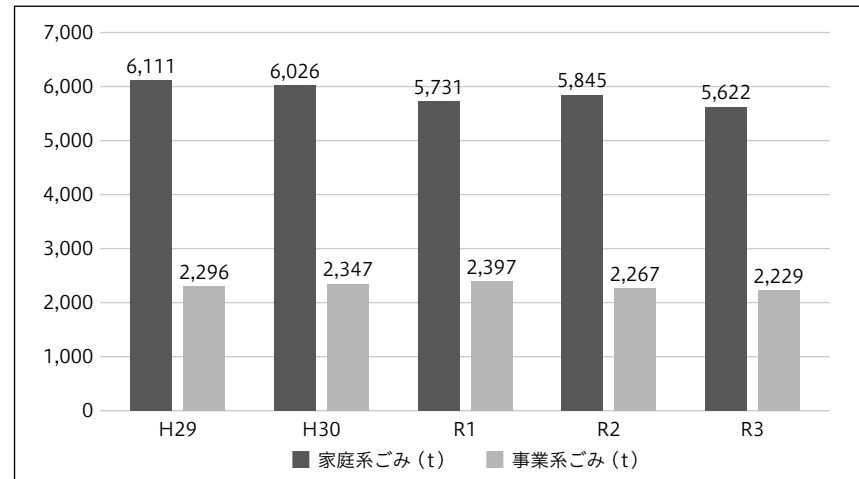
事業系ごみ処理手数料とは

事業者の皆さんが、ごみの処理を許可業者に依頼している場合、契約金額の中に含まれている10kg当たり100円の処理料金部分となります。この処理料金は、許可業者を通じて市に支払っているものです。
また、直接リサイクルセンターに持ち込む場合は、窓口で支払う10kg当たり100円の処理料金となります。【図1】

【図1】事業系ごみ処理の流れ



【図2】家庭系・事業系ごみ処理量の推移



【図3】ごみ処理量とごみ処理費の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ処理量 (t)	8,407	8,373	8,128	8,112	7,851
ごみ処理費 (千円)	496,190	485,512	422,390	470,579	376,320
ごみ処理原価 (円/10kg当たり)	590	580	520	580	479

なぜ改定するのか

課題①

横ばい傾向の事業系ごみ処理量
家庭系ごみは平成25年10月にごみ処理手数料を導入したことで、着実にごみ処理量が減少していますが、事業系ごみの処理量はここ数年横ばい傾向にあります。【図2】

課題②

事業系ごみ処理手数料とごみ処理原価との開き

ごみ処理原価（ごみ処理にかかった費用）は、ごみ処理費やごみ処理量の減少に伴い、下落傾向にあります。

しかし、事業系ごみ処理手数料（10kg当たり100円）は、平成17年以降改定していないため、ごみ処理原価（10kg当たり479円・令和3年度）とはまだ開きがあります。廃棄物処理法上、事業系一般廃棄物は、排出事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。市町村で処理する場合でも、廃棄物の処理に要する原価相当の料金を徴収することが望ましいとされています。【図3】

※図3には、はつかいちエネルギーリサイクルセンター建設に伴う市の負担金などは含まれていません。

課題③

近隣の事業系ごみ処理手数料との均衡

近隣自治体の事業系ごみ処理手数料は、10kg当たり150円であり、大竹市が周囲に比べ安価であれば、市域を超えた事業系ごみの流入も懸念されます。

以上の課題を解決するため、改定を検討する必要があると考えています。

注意してください

許可業者に事業系ごみの収集・運搬・処理を委託している事業者の皆さんは、改定が行われた場合は、その契約内容に変更が生じることが想定されます。その際には、委託している許可業者に相談してください。

また、家庭系ごみでも許可業者に収集・運搬・処理を委託する場合は、契約内容に変更が生じることが想定されますので、同様に許可業者に相談してください。

市は、コスト意識をもって、ごみの減量や分別の徹底を確実に進めるとともに、排出者責任の原則から、負担の公平性を保っていきたいと考えています。今後も、皆さんと一緒に廃棄物の減量化に取り組んでいきますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

おたけ。ごみ事情 No. 65

ごみ出しのルールを守ろう

ごみの早出し（決められた時間より早く出す）をすると、カラスや猫などがごみ袋を破って中身をあさり、ごみを散乱させます。また、正しく分別が行われていないごみ袋は収集しないこととしているため、周辺の住民に迷惑がかり、まちの美観が損なわれることにつながります。ごみ出しのルールを守ってまちの美化に努めましょう。

ごみ出しの6つのルール

- ① ごみ収集カレンダーをよく見て
- ② ごみの区分ごとに分別し
- ③ 決められた指定ごみ袋を使い
- ④ 決められた収集日の
- ⑤ 午前6時から午前8時30分までの間に
- ⑥ 住んでいる地区のごみステーションに正しく出してください。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

12月のテーマ

やってみよう省エネ生活!

～できるだけ階段を利用しよう～

家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎ 59-2154

問い合わせ
環境整備課
リサイクルセンター
☎ 52-5101

政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎ 59-2188

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のからない選挙に近づくことはできません。

三ない運動

- 政治家は有権者に寄付を贈らない
- 有権者は政治家に寄付を求めない
- 政治家から有権者への寄付は受け取らない

政治家からの寄付の禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。

禁止されている寄付（例）

- 病気見舞い
- 祭りへの寄付や差し入れ
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れ
- 結婚祝・香典（政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります）
- 葬儀の花輪、供花
- 入学祝い・卒業祝い
- お歳暮・お中元

【新手法の詐欺】

「○○ペイで返金します」に注意！
ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口

問い合わせ

◆消費生活センター（産業振興課内） ☎573236

【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時～12時・13時～16時

◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

事例1

美容機器をインターネット通販で注文し、支払いは外国人と思われる個人名義の口座に代金を振り込んだ。商品到着は入金確認後1週間程度のはずが、予定日を過ぎても届かなかったため電話をしたが、呼び出し音が鳴るだけでつながらず、メールで問い合わせをしても2、3日後に連絡すると返信があったたり連絡がなかった。ところが、昨日、外国人と思われる男性から「注文商品の件で」と突然電話があり、「商品が準備できないので返金する」と言われ、LINEでの友達登録を求められた。その理由を尋ねると、「○○ペイでしか返金対応していないから」と言われた。（40歳代女性）

事例2

ネット通販で約7000円のアクセサリを購入した。注文し、支払いは銀行振り込みのみで、事業者に振り込み完了メールを送った後、「在庫が欠品しているため、注文をキャンセルします」というメールが届いた。「払い戻しは○○ペイで行います」との内容で、LINEの友達登録するよう指示があり、ビデオ通話で指示をされるがまま○○ペイに数字を言われて入力した。何度か相手から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円送金していることが分かった。返金してほしい。（50歳代男性）

詐欺の手口

① ネットショッピングしたが

正義の味方
引つからないカモくん

「○○ペイで返金します」と言われたら、詐欺を疑ってください！

商品が届かない

② メールや電話でショッピングから返金の連絡がある

③ LINEでやりとり

④ リンクをタップすると○○ペイの画面が開き、言われるままに操作する

⑤ 返金してもらわずに送金してしまった

消費者へのアドバイス

ネットショッピングの代金を銀行振り込みしているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。「○○ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォンなどを操作せず、最寄りの消費生活センターや警察などに相談してください。（国民生活センター発表情報2023年9月27日・公表より）

防ぼう！障害者虐待

福祉の
とびら
No.109

問い合わせ 福祉課 ☎592146

障害者を虐待することは、障害者の尊厳を害する行為であり、障害者虐待防止法で禁止されています。虐待の防止と早期発見にご協力をお願いします。

「障害者虐待防止法の対象となる障害者とは…」

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある方、そのほかに心身の障害や社会的な制約・制限により日常生活や社会生活が困難で支援が必要な方

「障害者虐待の種類」

養護者（親族など）や、障害者福祉施設従事者など、使用者（事業主など）による虐待があります。

「障害者虐待の例」

身体的虐待…殴る・ける・食事を与えないなど
性的虐待…わいせつな映像などを見せるなど
心理的虐待…「何度言ったらわかるの？」など心を傷つけることを繰り返すなど
放棄・放置…失禁などの放置・

障害がある方で就労を希望される方の相談を受け付けます。予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。

障害者就労相談

と き 12月14日(木)10時～12時

ところ 市役所

申し込み／問い合わせ 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717

年金の役割

年金の
はなし
No.326

問い合わせ
広島西年金事務所
☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方が加入する国民年金には、次のような役割があります。

老後を支える終身保障

65歳から、納付した期間・保険料に応じて年金が受け取れる一生涯の保障です。

病気やケガ、万が一のときに

65歳未満の方でも、ケガや病気により障害が残ったときは「障害基礎年金」、亡くなったときにはその遺族（子のいる配偶者または子）に「遺族基礎年金」が支給されます。※老齢基礎年金を受給中の方はあわせて受給はできません。※受給のためには一定の納付要件、受給要件があります。納めた保険料は社会保険料控除の対象 確定申告の際に「社会保険料控除」として認められます。



ひろしまのまちに
神楽ばやしが鳴り響く

問い合わせ
広島広域都市圏協議会“神楽”まち起こし協議会事務局
（安芸高田市企画部政策企画課内）
☎0826-42-5612（平日の9時～17時）

広島広域都市圏

交流活動促進事業

問い合わせ 企画財政課 ☎592125

町内会・自治会などの団体が、地域を活性化するために、他地域の団体との交流や団体内の交流促進などに取り組み場合に、公共交通の利用に要する経費を補助します。

対象団体

○地域活動団体（町内会・自治会、地区社協、子ども会など）
○産業関連団体（商工会、商店街、農協、事業組合など）
【条件】運営に関する規程（規約、会則、定款など）があり、地域の維持や課題解決、活性化などにつながる地域活動を行っていることが確認できること。

対象事業

交流事業
○（団体交流型）広島市内の対象団体と交流する事業
○（イベント出展型）広島市で開催されるイベントなどに出席する事業

【補助率（上限）】10分の10（1人当たり1万円かつ1団体20万円）
単独事業
広島市の地域資源の視察などをを行う事業



詳細は、広島広域都市圏ホームページをご覧ください。

【補助率（上限）】2分の1（1人当たり5千円かつ1団体10万円）
対象経費
公共交通型
3人以上参加する事業で、集合地点と目的地の間を往復するために利用する公共交通の運賃
貸し切りバス型
10人以上参加する事業で、貸し切りバス（道路運送法に基づき一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者が運行する貸し切りバスに限る）の利用料金

申請手順

活動実施前に事前協議の手続きが必要です。実施する月の前月1日から活動実施日のおおむね2週間前（貸し切りバス補助は前月14日ごろ）までに必要書類を提出してください。
※団体の活動内容によって申請窓口が異なります。